

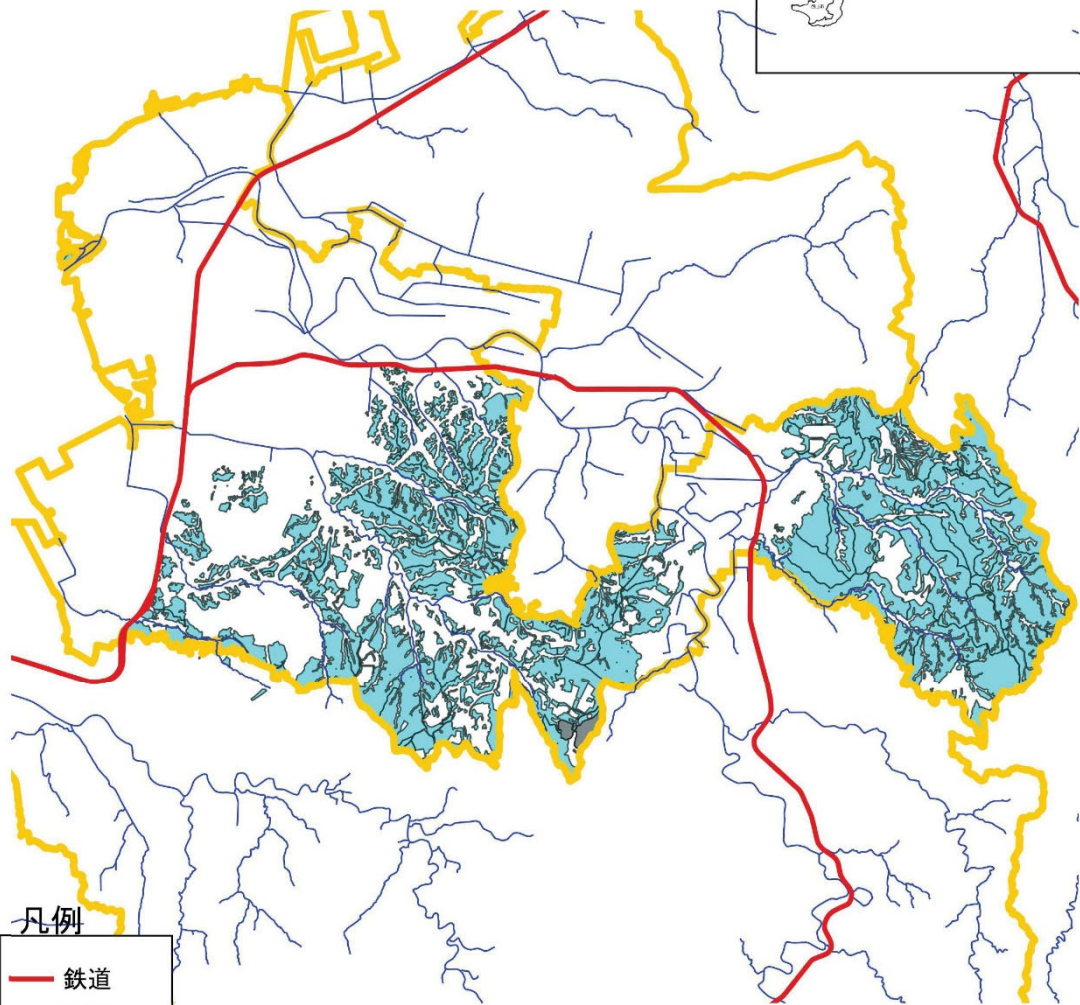
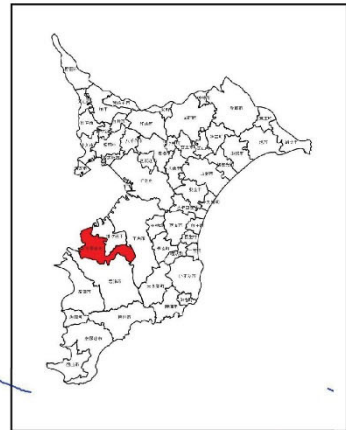
木更津市森林整備計画（樹立）

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 7 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

千葉県
木更津市

木更津市位置図


1:120,000



凡例

- 鉄道
- 河川
- 市町村界
- 民有林
- 国有林

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

木更津市（以下、「本市」という。）は、千葉県南西部、東京湾沿いのほぼ中央部に位置し、首都圏における都心より50km圏域にあり、西は東京湾を隔てて横浜市と対し、東は市原市と、北は袖ヶ浦市と、南は君津市と隣接しています。

市内には、本市のほか君津市、袖ヶ浦市の3市を貫流する小櫃川が東部から北部を経由し東京湾へ流れており、小櫃川水系の上流域では真里谷周辺地域に武田川、派川武田川、七曲川が流れています。この他にも矢那川、烏田川、畑沢川の各水系があり、いずれの水系も上流部地域周辺には森林が広がっています。なお、市内の森林分布状況については、別添「木更津市森林整備計画概要図」に示すように、中部から東部にかけて広く分布しています。

市域の総面積は13,890haで、27.6%に当たる3,838haが千葉南部地域森林計画の対象民有林であり、このうち、スギを主体とする人工林面積は25.5%の977haです。森林の面積については、令和2年に樹立した前計画時よりも、対象民有林は242haの減、人工林面積は342haの減となっており、森林の開発行為などが進んでいることが伺えます。

森林の有する水源涵養、山地災害・土壌保全、快適環境形成及び保健機能保全、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源としての機能など、公益的機能の重要性はますます高まってきており、人工林間伐の推進や未整備森林の管理など森林環境の整備を行う必要があります。また、令和元年度台風により被災した森林や非赤枯性溝腐病に罹患した森林の再生についても、継続して行う必要があります。

このような中、森林所有者の高齢化や林業の担い手不足により、手入れの行き届かない森林が増えており、適切な森林の整備や維持管理への取組が課題となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりです。

森林の有する機能	目指すべき森林資源の姿
水源涵養機能	樹木の根が発達し、また適切な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、浸透、保水能力の高い土壌を有する森林。
山地災害防止／土壌保全機能	樹木の根が発達し、また適切な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、土壌を保持する能力の高い森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。また急傾斜地においては、老齢木、大径木などが適切に除かれていて、倒木による崩壊の危険性のない森林。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が高い森林。

保健・文化機能	人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。
木材等生産機能	木材等としての需要見込みを有する樹種が良好に生育し、傾斜や地質を考慮して適切に路網が整備され、継続的に伐採搬出、更新、保育による資源の循環利用が行われている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 森林整備の基本的な考え方

森林の有する各機能の発揮のための整備の考え方は次のとおりです。

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能	樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、水源涵養機能の高い森林の維持、管理を図ることとします。 なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の水源涵養機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払うこととします。
山地災害防止／土壌保全機能	樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、土壌を保持する能力の高い森林の維持、管理を図ることとし、また急傾斜地の老齢木、大径木については適切に除伐を進め、倒木による崩壊の危険性の低減に努めるものとします。 なお、主伐を行う場合は、伐期の延長、あるいは択伐や小面積皆伐等により森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の土壌保持機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払うこととします。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特に、病虫害被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病虫害の予防、防除についても積極的に行うこととします。
保健・文化機能	保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観

	の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとします。
木材等生産機能	スギ、ヒノキ等の人工林や、用材としての利用が見込まれる樹種を含む天然林については、間伐等の保育を進め、その過程で伐採された材については路網を整備しつつ搬出し、薪炭材やきのこと原木、バイオマス資源等としての利用も含め積極的に活用します。 なお、状況によっては主伐を実施して材を搬出利用し、跡地は植栽又はぼう芽等の天然更新により有用な樹種の更新を図り、森林資源の循環利用を進めるものとします。 また、用材生産が見込めない天然林においても、用材生産が見込める森林と併せて効率的な施業が可能な場合は、薪炭材やきのこと原木等としての主伐と更新を推進するものとします。

② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業体の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとします。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進します。

また、木材の伐採搬出が困難な森林については、必要に応じて森林の公益的機能維持増進のための各種事業を活用しつつ、複層林化を進めることとします。

これらの取組は、森林クラウドを活用し、県や林業事業体等と連携して効率的に実施していくとともに森林環境譲与税も活用しながら積極的に推進します。

③ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギ林、松くい虫の被害を受けたマツ林、ナラ枯れ被害を受けた広葉樹林、その他病害虫害や気象害を受けている森林については、各種事業を活用しつつ伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備します。

また、シイ・カシ林については、過密化と下層植生の衰退が著しい場合があるため、間伐や主伐、更新等の施業を推進します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施していま

す。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、こうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り組まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図ります。これに加えて、森林環境譲与税を活用した取組も実施し、さらなる森林施業の合理化を推進します。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとします。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	15年	20年

注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記標準伐期齢を適用しません。

2) 道路や電線、公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記標準伐期齢を適用しません。

3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」とします。

「皆伐」

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐

採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

「択伐」

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとしします。

なお、「皆伐」「択伐」とともに以下のア～オに留意するものとしします。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとしします。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとしします。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとしします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとしします。
- エ 幼齢林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとしします。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に留意します。

3 その他必要な事項

（１） 竹林の管理

竹林は、長年放置すると高密度化し、また周囲の森林へ侵入して森林の多面的な機能の低下を招く恐れがあるため、適切な伐採による密度管理と周辺への拡大防止に努めることとしします。

（２） しいたけ原木林（コナラ・クヌギ）の伐採

原木林の胸高直径が10～16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫します。伐採の時期は、成長休止期とし、伐期齢は15年程度としします。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くします。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分に当たるようにします。また、林齢が高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意が必要です。なお、伐採木を使用する場合、放射性物質

の検査を行い、安全性を確認する必要があります。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ

注) 表中の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木の植栽が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて、適切な樹種を選択することとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉発生源対策に資する花粉の少ない苗木（少花粉品種や特定苗木等）を活用するよう努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
ス ギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒ ノ キ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
コナラ クヌギ	ぼう芽枝 を含む	3, 0 0 0	しいたけ原木林で皆伐後に 他の樹種が優先する場合

注) 多様な森林づくりを進める観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽などの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点、森林の風倒被害対策等の観点等から、上表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地においては、等高線沿い筋刈地拵えを行い林地の保全に努めるものとします。
植 付 け の 方 法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けることとします。 また、作業効率やコスト等を勘案し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとします。 なお、開発行為等により表土を除去した場合は、植栽に適した植栽基盤を造成することとします。
植 栽 の 時 期	春植えを原則とし、秋植えの場合には根が乾燥しないよう保湿に留意し、適期に行うこととします。 また、コンテナ苗の場合は、林業普及指導員の技術的助言等を参考に、植栽時期を決定することとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロノキ、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とします。
-----------	--

ぼう芽による更新 が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とします。
--------------------	--

注）ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、樹種によってはぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うことを基本とし、県の普及指導員の技術的助言等を参考に適切な天然更新を行うこととします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木による天然更新が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて適切な天然更新を行うこととします。

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
（１）に定める樹種	10,000本/ha
ぼう芽更新樹種	5,000本/ha

注）上記期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。）を成立させるものとします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽 か き	ぼう芽発生の数年後に、必要に応じて優良な芽を一株当たり3～5本（マテバシイの場合6～10本）残し、それ以外のものを除去することとします。その後成長を見ながら、1～3本（マテバシイ3～4本）を標準に調整することとします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状態を確認する方法は以下のとおりとします。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む）、伐採時に残置した若齢木等とします。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施することとします。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減することとします。

天然更新対象地面積

2ha未満；2箇所、 4ha未満；3箇所、

4 ha 以上；4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減。

- ・ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的と見られる箇所を選定することとします。
- ・ 標準地 1 箇所の形状は、2 m×2 m を 5 個、5 m×5 m を 1 個、正方形または長方形の面積 1 0 0 m² を 1 個など現地の状況に応じて適宜設定することとします。
- ・ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定をすることができますが、この場合、写真を 5 年間保管することとします。
- ・ 当該方法により判定しがたい場合は、平成 2 4 年 3 月林野庁森林整備部計画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができます。
- ・ 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とします。
- ・ 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起し、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

別紙

天 然 更 新 調 査 野 帳

調査年月日 年 月 日

調査者

調査地		市町村 大字 番地		
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha	地形勾配 斜面方向	
調査面積 ha		プロット m × m 箇所		
No	樹 高	胸高直径	本数	ha 当り本数
プロット 1	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ～ 5 cm		
		5 ～ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット 2	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ～ 5 cm		
		5 ～ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット 3	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ～ 5 cm		
		5 ～ 6 cm		
		6 cm 以上		
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真			

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

千葉南部地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、以下の森林を基準とします。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な成長が期待できない森林
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林
- ⑤ 保安林

ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

⑥ 開発行為等により、表土がなくなった森林

なお、当該森林については、原則として伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載します。

森林の区域	備考
該当なし	

注) 保安林を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本数」であることとします。

また、更新の成立は、対象樹種のうち樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上であることとします。

5 その他必要な事項

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第1の1(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備 考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
ス ギ	生産目標 柱材等	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	31～ 35			伐 期 45年
	生産目標 大径材	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	41～ 45	56～ 60	71～ 75	伐 期 90年
ヒノキ	生産目標 柱材等	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	36～ 40			伐 期 50年
	生産目標 大径材	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	41～ 45	56～ 60	71～ 75	伐 期 100年
標 準 的 な 方 法									
1 間伐の時期 間伐の時期は、樹冠がうっ閉して植栽木個体間に競争が生じ始めた時期以降で、下枝の枯れ上り状況、林床植生の状態により決定することとします。 2 間伐の選定方法 植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木及び形質不良木のみに片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選木することとします。 なお、花粉発生源対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮します。 3 間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とします。 4 間伐率									

2回目以降の間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で実施することとします。 ただし、間伐対象林分の立木本数が著しく多い場合は、2～3年間隔の間伐を繰返し、適正本数に誘導するよう間伐率を調整することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										備考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	・ 9 年	・ 12 年		
下刈り	スギ ヒノキ マツ	2 回	2 回	1 回	1 回	1 回	1 回					植栽による更新の場合
つる切り								1 回		1 回		
除 伐								1 回			1 回	
下刈り	コナラ クヌギ	1 回	1 回	1 回			1 回					ぼう芽更新し、胸高直径10～16cmで伐採するしいたけ原木の場合
芽かき					1 回			1 回				
除 伐								1 回			1 回	
下刈り	マテバシイ	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回					
芽かき				1 回				1 回				
標準的な方法												
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。施業時期は6～7月頃（年に2回実施する場合の2回目は8～9月頃）を目安とし、下刈り回数や施業時期は施業の省力化、効率化に留意します。											
つる切り	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。施業時期は6～7月頃を目安とします。											
除 伐	造林木の成長を阻害する樹木、形質不良木を除去する。施業時期は8～10月頃を目安とします。											
芽かき	コナラ、クヌギでは、発生初期のぼう芽枝は枯死するものが多いため、3～4年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣がつき始めた頃に3～5本／株に整理し、その後成長を見ながら1～3本／株を標準に調整することとします。 なお、幹から出たぼう芽枝は、はく離しやすいため、根のつけねや根から出たぼう芽枝を残すようにします。											
	しいたけ原木生産を目的とするマテバシイでは、ぼう芽発生初期から強度のぼう芽枝整理を行うと、残したぼう芽枝が孤立し、生育不良や風による折損が発生するため、樹冠がうっ閉し始める頃までは6～10本／株に、うっ閉後は3～4／株を標準に調整することとします。											

3 その他必要な事項

- (1) 間伐の遅れにより、形状比（樹高を胸高直径で除した数値）や樹冠の大きさから、間伐実施後の成長の回復に長期間を要すると認められる人工林については、気象害を受ける危険性が高いことから、生産目標に達し主伐が可能な場合及び被害木が多くを占める場合には、適切な更新のための主伐の実施を検討するものとします。
- (2) 枝打ちは、①優良材質の木材の生産、②林内の光環境の調節（複層林造成のための受光伐を含む。）③病虫害などからの保護を目的として実施します。

優良材質の木材として無節の柱材生産を目指す場合は、10.5cm 角の柱では幹の直径が 6cm まで、12cm 角の柱では幹の直径が 7.5cm までに枝打ちを行います。

また、枝打ちは樹木の成長を抑制することから、1 回の打ち上げ高は 1.5～2.0m 程度とし、1 回目については、平均樹高の 70% を上限とし、以降は樹冠の長さが樹高の 2 分の 1 を下回らないように実施します。

特に、サンプスギ林においては、スギ非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施することとします。また、実施時期は、幹の受傷と変色の発生に対して安全性の高い 10 月～2 月頃とします。

- (3) 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招く恐れがあることから、原則として除伐やたけのこの除去により拡大を防ぐこととします。また、除伐の実施時期は、翌年の発生を抑えることに効果的な 6～8 月とします。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表 1】のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表 2】のとおり定めます。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全 域	5 5 年	6 0 年	5 0 年	6 0 年	2 5 年	3 0 年

注 1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。

2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記の伐期齢の下限を適用しません。

3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとします。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表１】のとおり定めます。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

ア①の森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業を推進するものとします。

ア②の森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進するものとします。

ア③の森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとします。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進するものとします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限を以下のとおり定め、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

それぞれの森林の区域については、【別表２】により定めます。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全 域	90年	100年	80年	100年	30年	40年

注１）スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。

２）道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記の伐期齢の下限を適用しません。

3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、【別表1】のとおり定めます。

また、同区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として、【別表1】のとおり定めます。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積（h a）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	18～20、75 へ、76～78	273
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2～11、13～28、40～78	3, 378
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、29～39	460
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	21～22、57	93
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	40～71	1, 768
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	1～11、13～78（市内全域）	3, 838
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし。

(2) その他

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森

林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図るものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、次の取り組みを推進するものとします。

- ・ 不在市森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ
- ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成
- ・ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- ・ 地域協議会の開催による合意形成
- ・ 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、必要に応じて情報提供等を行うものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら、森林の経営管理を実行することが出来ない場合であって、多様で健全な森林への誘導等による公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の促進のため、地域の森林を団地化し一括して経営管理を行う必要がある場合は、本市や森林組合等による一括管理に向けた意向調査や森林境界の明確化などの森林環境譲与税を活用した各種取組を実施するほか、必要に応じて森林経営管理制度の活用を図ります。

5 その他必要な事項

森林組合等林業事業体が地域の広範囲の森林所有者から経営の委託を受けるうえで必要となる森林情報の収集整理を進めます。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実に行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採された木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとします。

搬出に欠かすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林業専用道を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道、作業路を積極的に整備するよう森林所有者や施業の実施者に促すこととします。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとしますが、条件に応じて、ある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討するものとします。

なお、路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進することとします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	20 以上	40 以上	60 (50) 以上
	架線系 作業システム	20 以上	0 以上	20 (15) 以上

急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上
---------------	---------------	-----	-----	-----

注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

- 2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムであり、タワーヤード等を活用します。
- 3) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムであり、フォワーダ等を活用します。
- 4) 「急傾斜地」のく書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図ることとし、県が定める「林業専用道作設指針」に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	前半5カ年 の計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	(舗装)	林道	木更津市	鎌倉2号線	(0.3) 1	12			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理するものとします。

(3) 集材に関する事項

集材の方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」

(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に即した方法で行う

ものとしします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされる施設についても必要に応じて整備を図るものとしします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	市内全域	チェーンソー ハーベスタ グラップル フェラバンチャ 林内作業車 フォワーダー	チェーンソー ハーベスタ グラップル フェラバンチャ プロセッサ 林内作業車 フォワーダー タワーヤーダ
造 林 保育等	地拵え	刈払い機 チェーンソー グラップル フェラバンチャ	刈払い機 チェーンソー グラップル フェラバンチャ
	下刈り	刈払い機 自走式刈払い機(リモコン式)	刈払い機 自走式刈払い機(リモコン式) 自走式支払い機(自動運転)
	枝打ち	鉋 鋸	鉋 鋸 小型チェーンソー リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産(特殊林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を【別表3】に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

現地の状況に応じて、防護柵の設置及び維持管理、忌避剤の塗布、食害防止チューブの設置等、二ホンジカ等による被害の防止効果を有すると考えられる保護措置、または捕獲による鳥獣害防止対策を千葉県野生鳥獣対策本部や木更津市有害鳥獣対策協議会等と連携し、推進することとします。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
二ホンジカ	2林班～11林班 13林班～78林班	3,837

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況の確認に当たっては、必要に応じて森林経営計画認定森林所有者等から報告や現地の状況のわかる写真の提供を求める等、日頃から状況の把握に努めることとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫害の駆除及び予防、火災の防止その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めることとします。

また、日常の管理を通じて、森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮し適時適切に行うこととします。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病虫害等防除法に基づき保安林等、公益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進することとします。

また、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進します。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

本市に植林されているサンプスギは非赤枯性溝腐病の被害を受けやすく、機能が著しく低下している森林が多い状況にあります。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、道路沿い等の緊急性の高い箇所を中心に被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈りまで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものと

します。

ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカミキリは、スギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫であり、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとします。

エ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシにより媒介された病原菌により、ナラ類、シイ・カシ類等のブナ科樹木が枯れる病害であり、比較的高齢級で大径化した樹木に被害が多く見られます。

被害の拡大防止や、倒木・落枝等による被害防止のため、被害の監視体制を整え継続的なモニタリングや、被害木の伐倒や破砕・焼却処理、薬剤使用等による防除を実施するとともに、高齢木や大径木の伐採更新による被害を受けにくい森林づくりを進めます。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等に伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、行政機関や森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

シカ等の野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対策を進めます。

また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら、関係機関と連携し、被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及活動を行うこと等により林野火災を予防することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等を目的とする火入れの実施に当たっては、「木更津市火入れに関する条例」に規定する防火措置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故を予防するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要がある林分については、伐採とその後の更新を促進するものとします。

森林の区域	備考
市内全域	

(2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事の被害が多発する恐れのある地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡回を推進します。

また、美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市、市民、里山活動団体、土地所有者等の適切な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項
エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
木更津 地区	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、013、031、032、033、034、035、036、037、038、039	883
鎌足 地区	014、015、016、017、018、019、020、021、022、023、024、025、026、027、028、029、030	759
馬來田 北地区	040、041、042、043、044、045、046、047、048、049、050、051、052、053	830
馬來田南・富岡地区	054、055、056、057、058、059、060、061、062、063、064、065、067、068、069、070、071、072、073、074、075、076、077、078	1,366

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備の推進に伴い生産されるスギ、ヒノキの間伐材やその他広葉樹材、竹材等を活用した地域振興について、地域の木材業者や工務店、特用林産物生産者の状況、市の産業振興方針等について検討するものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民による里山活動団体が行う森林整備の支援を推進するものとします。また、令和6年度より「きさらづ地域循環共生圏」の創造に向けて、市と地域住民や里山活動団体、企業等と取組を開始しているところであり、テーマの一つである里山再生（里山の保全、整備）について推進することとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし。

(3) その他

該当なし。

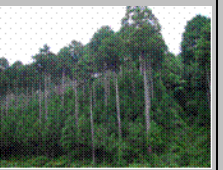
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画
該当なし。

7 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を行うこととします。
- (2) 森林法第10条の2による林地開発許可、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条の規定による小規模林地開発行為の届出並びに森林法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ－2－(1)、別表1）、造林に関する事項（Ⅱ－第2）、下記の林相と主な機能を踏まえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとします。
- (3) 森林を転用（一時転用を含む）する場合は周辺の森林や河川、施設等への土砂の流出等が発生しないよう十分な対策を講じるよう努めるものとします。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹優占林	
				スギ・ヒノキ林	マツ林
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林
例					
機能例	生物多様性保全、水源涵養、保健文化、山地災害防止/土壌保全	保健文化、快適環境形成、生物多様性保全、木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	水源涵養、生物多様性保全、山地災害防止/土壌保全、保健文化、快適環境形成	木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	快適環境形成、保健文化

【付属資料】

統計書の凡例について

- 「－」・・・皆無又は該当数字のないもの
- 「0」・・・表彰単位に満たないもの、統計値「0」のもの
- 「空欄」・・・不詳あるいは資料無し
- 「×」・・・秘匿データ

1 ○市町村森林整備計画概要図

別添のとおり

○鳥獣害防止森林区域図

別添のとおり

2 参考資料

(1) 人口

① 年齢層別人口動態

	年次	総 計			0～14 歳		
		計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 22	129,312 (100.0)	65,242	64,070	17,462	8,947	8,515
	平成 27	134,141 (103.7)	67,450	66,691	17,688	9,058	8,630
	令和 2	133,660 (99.6)	67,164	66,496	17,144	8,782	8,362
構成比 (%)	平成 22	100.0	50.5	49.5	13.5	6.9	6.6
	平成 27	100.0	50.3	49.7	13.2	6.8	6.4
	令和 2	100.0	50.2	49.8	12.8	6.6	6.2

	年次	15～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 22	2,458	42,853	39,605	29,069	13,180	15,889
	平成 27	80,841	42,257	38,584	42,162	23,072	19,090
	令和 2	79,146	41,564	37,582	37,370	16,818	20,552
構成比 (%)	平成 22	63.7	33.1	30.6	15.1	8.0	7.1
	平成 27	60.3	31.5	28.8	14.6	7.7	6.9
	令和 2	59.2	31.1	28.1	28.0	12.6	15.4

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には隔年時の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業
			農 業	林 業	漁 業	小 計		うち木材・ 木製品製造業	
実 数 (人)	平成 22	60,940	1,454	16	567	2,037	14,690		40,996
	平成 27	63,757	1,269	16	527	1,812	15,488	2	44,042
	令和 2	60,184	1,164	21	313	1,498	14,526		44,160
構成比 (%)	平成 22	100.0	2.4	0.0	0.9	3.3	24.1		67.3
	平成 27	100.0	2.0	0.0	0.8	2.8	24.3	0.0	69.1
	令和 2	100.0	1.9	0.0	0.5	2.5	24.1		73.4

- (注) 1. 資料は国勢調査及び経済センサスとする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近 3 回の調査年次とする。

(2) 土地利用

	年 次	総土地 面積	耕 地 面 積						
			計	田	畑	樹 園 地			
							果樹園	茶園	桑園
実 数 (ha)	平成 22	13,873	1,611	1,370	190	51	51	0	0
	平成 27	13,894	1,488	1,271	166	51	51	0	0
	令和 2	13,895	1,271	1,078	153	40	40	0	0
構成比 (%)	平成 22	100.0	11.6	9.9	1.4	0.4	0.4	0.0	0.0
	平成 27	100.0	10.7	9.1	1.2	0.4	0.4	0.0	0.0
	令和 2	100.0	9.1	7.8	1.1	0.3	0.3	0.0	0.0

		草地 面積	林野面積			その他面積
			計	森林	原野	
実 数 (ha)	平成 22		4,352	4,327	25	7,910
	平成 27		4,339	4,333	6	8,067
	令和 2		4,195	4,157	38	8,429
構 成 比 (%)	平成 22		31.4	31.2	0.2	57.0
	平成 27		31.2	31.2	0.0	58.1
	令和 2		30.2	30.0	0.2	60.7

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近 3 回の調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。
 ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成 12 平成 17 平成 22	607ha	16ha	111ha	86ha	24ha	79ha	291ha

(注) 資料は国税調査による。

年次は、結果が公表されている最近 3 回の国勢調査年次。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総 面 積		立 木 地			人工林率 (B/A) %
		面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林 (B)ha	天然林 ha	
総 数		3,870	100.0	2,889	1,009	1,912	26.7
国 有 林		32	100.0	32	32	0	100.0
公 有 林	計	12	0.0	10	4	6	30.7
	都道府県有林	0	0.0	0	0	0	0
	市町村有林	12	0.0	10	4	6	33.3
	財産区有林	0	0.0	0	0	0	0
私 有 林		3,826	98.8	2,837	973	1,906	25.4

(注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計。

2. 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村が、財産区とは地方自治法第 3 編第 4 章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。学校林は市町村有林とする。

3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面 積	不在（市町村）者面積		
				計	県 内	県 外
実 数 ha	昭和 55	5,048	2,375	2,133	1,022	1,111
	平成 2	4,943				
	平成 12	4,508				
構成比 %	昭和 55	100.0	52.7	()	()	()
	平成 2	100.0		()	()	()
	平成 12	100.0		(100.0)	(48.4)	(52.6)

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

2. 年次は、結果が公表されている最近 3 回の調査年次とする。

3. 構成比 () は、不在（市町村）者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積 ha

(令和6年3月31日現在)

区分 \ 齢級別	総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11 齢級 以 上
民有林計	2,889	24	65	122	210	256	2,212
人工林	977	7	9	55	102	91	714
天然林	1,912	17	56	67	108	165	1,498
(備考)							

④ 保有山林面積規模別林家数

(令和2年現在)

面積規模	林家数				
～ 1ha	—	10～20ha	14	50～100ha	—
1～ 5ha	196	20～30ha	3	100～500ha	1
5～10ha	29	30～50ha	2	500ha 以上	—
総 数					245

(注) 資料は、2020農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

(令和6年3月31日現在)

区分	路線数	延長 (m)	備考
基幹路網	16	24,567	
うち林業専用道	—	—	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	—	—	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

(注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		
内 訳	第1次産業	
	うち 林 業 (B)	
	第2次産業	

	うち木材・木製品製造業（C）	
	第3次産業	
B + C / A		%

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額（令和2年現在）

	事業所数	従事者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	8	3,784	2,039,055
うち木材・木製品製造業（B）	3	246	113,028
B / A	3.6%	6.5%	5.5%

- （注）1. 資料は、2020工業統計表による。
2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務省）によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

（7）林業関係の就業状況
統計資料なし

（8）林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による 巻き上げ搬器
運 材 車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として牽引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として 運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式の クレーン
計							
区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	
（高性能機械）							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッド							牽引式集材車両
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用 自走機
ハーベスタ							伐倒、枝払、玉切、

							集材用自走機
フォワーダ							積載式集材車輛
タワーヤーダ							タワー付き集材機
計							

(9) 林産物の生産概況

種 類	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	生しいたけ	乾シイタケ
生 産 量 生産額(百万円)	kg	m3	千本	kg	kg	kg

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
該当なし			

(11) その他必要なもの
特になし。